

ハイチから見るフランス革命

浜 忠雄

Looking at the French Revolution from Haiti

Tadao Hama

During the French Revolution, in August of 1791, a slave rebellion took place in St. Domingo, a French colony since the 17th century. This was the beginning of the Haitian people's twelve-year struggle for independence. In 1804, they finally defeated the elite troops sent by Napoleon and achieved independence. Accordingly, Haiti became the very first black republic in history as well as the very first independent nation in Latin America. Through re-examination of the French Revolution in view of Haiti, this paper attempts to clarify important points such as the Haitians' demand for "reclamation and compensation" and French responsibility for regarding colonization as its "mission of civilization" as well as the historical meanings of the Declaration of Human Rights and the issue of continuity or discontinuity between the French Revolution and the Napoleonic period.

はじめに

私の報告の視点は「ハイチ」です。その主旨は、ひとつには、フランス革命と同時並行的に展開したハイチ革命の側からフランス革命の意義の一面を再吟味すること、もうひとつは、独立から200年を経た今日のハイチの国状を踏まえながら、「21世紀におけるフランス革命の課題と展望」を考えることにあります。

I. ハイチ革命の意義

現在のハイチ共和国はもとフランス領の植民地でした。1697年にフランス領となりサン＝ドマングと命名されました。18世紀には黒人奴隷制によるプランテーションが未曾有の発展を遂げ、砂糖やコーヒーの当時にとっては世界最大の生産地となり、「カリブ海の真珠」と称されました。

そのサン＝ドマングで、フランス革命のさなかの1791年8月に黒人奴隷の一斉蜂起が勃発しました。そして、トゥサン・ルヴェルチュールなどを指導者とする12年余におよぶ激しい戦いの過程で黒人奴隷解放を実現し、さらに、ナポレオンが派遣した精鋭軍隊を打ち破って1804年に独立を達成しました。

近年、このハイチ革命に関する研究は大きな進展を見せ、その世界史上の意義が異口同音に指摘されるようになりました。たとえば、マルセル・ドリニーは2004年に著した『ヨーロッパと南北アメリカにおける反乱と革命』において、1773年から1802年までを「諸革命の時代」としましたが、その「諸革命」の三つの極として挙げたのは、アメリカ独立革命とフランス革命、そして「アンティルで起こった反奴隷制革命の震央」となったハイチ革命でした⁽¹⁾。また、デイヴィッド・パトリック・ゲッグスは2001年に出版した論文集『ハイチ革命が大西洋世界に与えたインパクト』で次のように書いています。

「いまから200年前にハイチを創造した革命は、ロシア革命や中国革命、あるいはハイチ革命と絡み合っていたフランス革命と比べるなら、スケールの小さな出来事だった。……だが、人口や面積では限定はあるものの、1789年から1804年のハイチ（サン＝ドマング）革命は世界史上の重要な地位を要求してしかるべきである」⁽²⁾。

ハイチ革命の意義を私なりに整理しますと、次の3点を指摘できるかと思います。

第一は、独立の回復、という点です。コロンブスの到達から起算して3世紀、フランス領になってからでも100年余に及んだ植民地支配に終止符を打ち、ハイチは独立を回復しました。ただし、その主人公は、先住民であったタイノ・アラワク人からアフリカ出身の黒人とムラートに代わりました。「ハイチ」という国名は「山の多い土地」という意味の先住民の言葉に由来します。ハイチが建国にあたって、旧宗主国フランスの言葉ではもとよりなく、黒人たちの故地アフリカに由来する言葉でもなく、先住民の言葉が国名とされたことの意味の「深さ」を読み取るべきでしょう。ハイチ人は、16世紀中葉にはほとんど絶滅させられた先住民の尊厳をもその建国の大義としたのです。

第二は、先駆的な黒人奴隷解放です。それは、アメリカ合衆国における黒人奴隷解放（1863年）に先立つ70年前のことでした。ハイチは「奴隷解放のシンボル」となりました。18世紀末から19世紀初頭にかけて、ラテンアメリカ、カリブ海地域では、インディオや黒人奴隷、ムラートなどによる多数の蜂起、陰謀事件が発生しましたが、そのなかには、「サン＝ドマング黒人に倣え」を合言葉にしたり、軍旗の色や軍帽などにハイチのそれを模倣したりするものなど、ハイチにおける奴隷解放運動から直接あるいは間接的な影響のもとで起こったものもありました。植民地支配と奴隷制度のもとで搾取され虐待されてきた人びとにとって、ハイチは「奴隷解放のシンボル」、「革命の祖国」だったのです。

このように、黒人奴隷制度の史上最初の廃止は、奴隷制度を持ちこんだヨーロッパのイニシアティブによってではなく、支配と抑圧のもとにおかれた黒人奴隷における主体形成を背景とする一大民衆革命の所産として実現されました。ハイチの黒人たちは、奴隷制度のもとで搾取と抑圧を甘受し呻吟しつづける客体ではけっしてなく、自らの意志によって自らを解放する主体的存在であることを、厳然たる事実をもって示しました。これほど劇的なかたちで、周辺世界にあって

支配され収奪されてきた民衆のエネルギーの爆発が中枢世界を突き動かして奴隷制の廃止を認めさせ、さらに進んで自らの国家を樹立するに至るといったことは、歴史上、他に類例を見ない出来事でありましょう。

第三は、ハイチの独立が、ヨーロッパが南北アメリカに築いてきた植民地支配体制を崩壊させる序曲となった、という点です。15世紀末以来ヨーロッパの植民地支配の下にあったラテンアメリカは19世紀10年代以降に相次いで独立しましたが、その先駆けとなったのがハイチでした。あわせて、ハイチの独立によって歴史上最初の黒人共和国が誕生したという点も重要です。現在、黒人国家の多くはアフリカにあり、また、その多くは「アフリカの年」と呼ばれた1960年代以降に建国されたものですが、歴史上最初の黒人共和国は、それより150年以上も昔にカリブ海に誕生したのです。

以上がハイチ革命の世界史上の意義ですが、次に、このハイチ革命の側からフランス革命の意味を考えます。

Ⅱ. 「人権宣言」の歴史性

「ハイチ」からフランス革命をみるとき、まず第1に、「人権宣言」の歴史性、適用限定性が浮き彫りになることを挙げなくてはなりません。「ハイチ」は「人権宣言」がもともと普遍的な適用を想定したものでなかったことを示します。

革命議会は1794年2月4日にフランス領のすべての植民地における黒人奴隷制度の廃止を決議しました。この決議は実際にはすべての植民地で実施に移されたのではなかったことや、1802年5月にナポレオンがこの廃止決議を破棄したため、フランスは1848年4月になって改めて、そして最終的に黒人奴隷制を廃止しなくてはならなかったということがあります。黒人奴隷制の植民地を領有する他の列強に先駆けてなされたこの決議は、フランス革命の重要な事跡の一つであることに変わりはありません。

しかし、フランス革命議会の内外での論争、とりわけ、1789年8月26日の「人権宣言」採択から1794年2月4日の奴隷制廃止決議に至る経緯をつぶさに追跡しますと、逡巡に逡巡を重ねる革命議会の姿が浮き上がってきます。「人権宣言」の採択から奴隷制廃止決議まで4年半の年月を要したことが如実に語っております。なぜこれほどの年月を要したのか。最大の問題は、奴隷制度の廃止は植民地の崩壊につながるという懸念が存在したからでした。そのため、「人権」という理想と国民経済に占める植民地の重要性、この二つの板ばさみの中で迷走を繰り返したのです。

「人権宣言」の歴史性、適用限定性という問題は、黒人奴隷制度の廃止をめぐる動向を挙げるまでもなく、既に確認済みのことではあるでしょう。たとえば、「女性の人権」を求めて「女性および女性市民の諸権利の宣言」を起草したオランプ・ド・グージュが「反革命主義者」の烙印を捺されてギロチンの露と消えた事実、あるいは、中世にまで遡る大量の捨て子が革命後もしばらくの間は続いた事実が挙げられます。「人権宣言」が想定する「人」とは、現実には、フランス人であり、白人であり、男性であり、大人だったわけです。これは、周知のことでありましょう。

私は黒人奴隷制問題を取り上げて「人権宣言」の歴史性、適用限定性という点に敢えて言及したいのですが、それには理由があります。その理由とは、黒人奴隷制問題が伝統的なフランス革命研究では長らく無視されてきたということにあります。フランソワ・フェレとモナ・オズーフの共編になる『フランス革命事典』の「サン＝ドマングの革命」の項目でマッシミリアーノ・サントロは次のように書いています。

「いわゆる奴隷制廃止の問題は、ミシュレからトクヴィルに至るまで、オラールからジョルジュ・ルフェーヴルに至るまで、どんな陣営に属する革命史家にもほとんど無視されてきた」⁽³⁾。その通りです。ただし、サントロが、いま引用しました文章の直前で、「無視されてきた」理由を次のように説明しているのは、はなはだ問題です。

「人権宣言はすべての問題を一挙に解決した。人権宣言はムラートの法的平等と奴隷制の廃止のすべての前提を含んでいたからである。それにつづく事柄は、原則の宣言と日々の政策との混合物という特徴を次第に強く持つようになった偶発的で戦術的な論争に属している」⁽⁴⁾。

「人権宣言はすべての問題を一挙に解決した」とか、「それにつづく事柄は偶発的で戦術的な論争に属している」とはけっして言えません。黒人奴隷制廃止決議は、たしかに、「人権宣言」の存在なくしてはあり得なかったでしょう。しかし廃止決議は、「人権宣言」からの論理必然的な帰結として自動的になされたのではなく、また、純粹に「ユマニテ」の精神に発したのでもありませんでした。一大転機は、1791年夏に始まるサン＝ドマングの黒人奴隷による解放運動の展開でありました。もし黒人奴隷の蜂起がなかったなら廃止決議はなかった、と見てよいのです。加えて、サン＝ドマングがさして重要な植民地でなかったなら廃止決議はなかったであろうと思われるかもしれません。つまり、黒人奴隷制廃止決議は「カリブ海の真珠」の死守という経済的、軍事的、外交的動機による窮余の策だったのです。

Ⅲ. 「革命の子としてのフランス植民地主義」

「ハイチ」を視点としてフランス革命をみることから浮き上がってくる第二の点は、フランス革命が19世紀の植民地主義的膨張の起点となったということです。

革命期のフランスでは、植民地主義そのものに対する批判的な意見の表明はきわめて稀でした。フランス革命に登場する諸党派は、その政治的立場も経済的な利害もさまざまでありましたが、植民地の保持を主張する点では違いはありませんでした。ジャン＝ポール・マラーは、1791年12月に「植民地が本国の暴虐なる絆から脱する権利」という論説を書いて、植民地の自決権を主張しました。しかし、そのような言説は例外的なものでした。テルミドール派の主導の下で1795年に制定された共和暦第三年憲法は、普通、1791年憲法に規定されたブルジョワ自由主義の復活を目的としたものとされますが、その共和暦第三年憲法の起草にあたったボワシ・ダングラースは、奴隷制度の廃止を革命の帰結として称揚したうえで、独自の風土論に立って、「北」（ヨーロッパとアメリカ合衆国）が「南」を植民地とすることを正当化しました⁽⁵⁾。

エルンスト・マエストリが1990年のあるシンポジウムで行った報告のタイトルは「革命の子としてのフランス植民地主義」でしたが⁽⁶⁾、まことに的確な表現でありましょう。

平野千果子は、その著『フランス植民地主義の歴史—奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで—』で、こう言い切ります。

「奴隷制の廃止を媒介としてみると、むしろ人権宣言の国であるがゆえに、植民地化を積極的に是認する方向に向ったフランスの姿が浮かび上がってくる。フランスは革命の国である『にもかかわらず』植民地支配をした、という表現には、今後は若干の留保が必要となろう」⁽⁷⁾。これもまた、的を射た指摘でありましょう。平野は、また、フランスの歴史には「植民地化」を「文明化の使命」とするイデオロギーが通底していることを検証しています。「文明化の使命」観は1794年の奴隷制廃止決議にも厳然と存在しました。奴隷解放とは「フランスの市民」になることでしたし、決議の採択に際してダントンは、奴隷制の廃止によって「自由の恩恵を授け」、「植民地に自由を投じる」のだと発言して、満場の拍手喝采を浴びました。フランスこそが自由の創始者であり守り手である、植民地の黒人奴隷はその恩恵に浴するのだ、というわけです⁽⁸⁾。

IV. ハイチによる「返還と補償」要求

次に、「ハイチ」の視点から「21世紀におけるフランス革命の課題と展望」を考えます。

2004年3月にレジス・ドゥブレの著者名で出版された小冊子に『ハイチとフランス。ドミニク・ド・ヴィルパン外相への報告』というのがあります。これは、2003年9月に当時のフランス外相ド・ヴィルパンが立ち上げた「フランス＝ハイチ関係についての調査と提案の独立委員会」が2004年1月に提出した報告書を3月に刊行したものです。ド・ヴィルパンがこの委員会を立ち上げたのは、2002年11月に当時のハイチ大統領ジャン＝ベルラン・アリスティドがフランスに対して「返還restitutionと補償réparation」を要求したのがキッカケでした。委員会はこれに対応して設置されたものです。委員長はレジス・ドゥブレが勤めました。そのため、以下では「ドゥブレ委員会」と呼ぶことにします。なお、念のために申しますと、ド・ヴィルパンもアリスティドも現在はその職にはありません。フランスの外相はミシェル・バルニエに交代しておりますし、アリスティドは現在、南アフリカ共和国に亡命しております。

経緯をかいつままで説明します。フランスは1825年にハイチを独立国家として承認しました。フランスはハイチを独立国家として承認した最初の国になるわけですが、その際、フランスはハイチに1億5千万フランの「賠償金」の支払いを要求し、ハイチはこれを受諾しました。金額のうち1838年に9千万フランに減額されますが、ハイチは1883年までに支払いを終えました。アリスティドが「返還と補償」と言うときの「返還」とは、この「賠償金」のことでありました。約120年前に支払いを終えた「賠償金」を返せ、と言うわけです。返還を要求する金額は翌2003年4月に約217億ドル、正確には216億8515万5571ドル48セントとされました。日本円に換算しますと、およそ2兆3千億円になるのでしょうか。また、アリスティドが「返還と補償」と言うときの「補償」とは、かつてフランスが行なった奴隷貿易と奴隷制度に対する補償をせよ、ということです。

このアリスティドによる「返還と補償」の要求に対して、「ドゥブレ委員会」の「報告書」では次のようにまとめられました。

まず「賠償金」の返還について。「賠償金」を返還する必要がない。なぜなら、「賠償金」はも

ともハイチの側が発意したものであり、その金額もハイチの側が「合理的に計算」したものであった。また、条約の最終的な調印は「一切の圧力なしに」行われた。そして、「ハイチ人は自分たちの約束を完璧に果たした」のだから、落着済みのことである。さらにまた、「賠償金」を払ってフランスによる承認を得たことで、ハイチは国際的な孤立状態から逃れることができたのだし、「賠償金」の支払いにあたっては、減額と支払猶予が行われたのだ、ともしております。

次に、奴隷貿易と奴隷制度に対する「補償」については、次のように書かれました。2001年5月にフランス議会は全会一致で奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪crime contre l'humanité」と認める決議をしたが、それは金銭的な補償の対象とはならない。奴隷貿易と奴隷制度の責任はフランスにのみあるのではないし、加害者と被害者の間の個々の関係を特定することはできないからである⁽⁹⁾。

このように、「ドゥブレ委員会」はアリストイドの「返還と補償」の要求をいずれも拒否しました。この「報告書」に対してハイチあるいはアリストイドの側はどのように対応したのか。公式の発表はありませんでした。実は、「ドゥブレ委員会」の「報告書」が提出され刊行された2004年1月から3月にかけてのハイチは騒然たる状態にありました。ご記憶の方も多いと思いますが、2004年1月1日のハイチ独立200年記念式典の前後から、アリストイド派と反アリストイド派との間の対立抗争が激化して、衝突や暴力事件が多発しました。そして、北部の主要都市を次々と制圧した反政府武装集団が首都に迫るという緊迫した状況のなか、2月29日にアリストイドは大統領を「辞任」して出国するという「政変」が起こったのです。

ただし、この「政変」の真相は今なお不明です。当時、日本では、アリストイドは流血を回避するために自発的に辞任し出国したとする報道が大勢を占めました。しかし、最近では、「クーデタ」説が、それも、あるサイトの表現を借りれば、「ワシントンとパリがアリストイドを転覆させた」という見方が有力になっています。時間の制約から説明は省かざるを得ませんが、そのような観測もあながちの外れではないように思われます⁽¹⁰⁾。

それはともあれ、アリストイド政権が転覆したことで、「返還と補償」の問題は棚上げにされ沙汰済みになる可能性が大きくなりました。しかし、このまま不問にしてしまうことのできない問題が含まれているように思われます。

V. 「植民地責任」

ご存知のように、現在のハイチの国状はまことに劣悪です。「破滅に瀕した国」、「生ける屍の共和国」、「悲劇の国」、「世界の最貧国」とされる国状にあり、「ハイチ」と言えば、「低開発」、「貧困」の代名詞のように語られます。そのような国状となった要因は、もとより多様であります。私は、かつての植民地時代の負の遺産、そして、とりわけフランスに支払った「賠償金」の重荷を強調したいと思います。

植民地時代の負の遺産については、「ドゥブレ委員会」も認めています。「報告書」は、次のように書いています。

「奴隷制度とその後遺症は重くのしかかってきた。……国は破滅している。……その経済状

態は、政府とりわけ最近50年の政府の無為無策の結果であり、またその原因でもある」⁽¹¹⁾。

ハイチの「破滅」の一つの要因は「奴隷制度とその後遺症」にある。「ドゥブレ委員会」は、この点は認めるのです。ただし、「奴隷制度に対する補償」は拒否するのですが。

私は、ハイチに「低開発」と「貧困」をもたらした最も重要な歴史的要因は「賠償金」にある、と考えておりますが、その意見を補強する意味で、二つの本から引用します。

フランソワ・ブランパン、彼は「ドゥブレ委員会」のメンバーの一人ですが、1999年に出版した『ハイチとアメリカ合衆国、1915-1934年、占領の歴史』で、こう書いておりました。

「賠償金はこの国の低開発の一つの原因となった。……あらゆる点から見て、ハイチは大変な高額で独立を買い取ったのである」⁽¹²⁾。

また、クリストフ・ワルニー、彼は1992年から1996年までの間アリストイドの顧問を勤めた人物ですが、彼は2004年に出版した『ハイチは存在しない、1804-2004年、孤立の200年』で、次のように指摘しています。

「賠償金は、最初からハイチの発展に重くのしかかった。ハイチの後進性は、窃盗狂による独裁、無能な行政、効率の悪い農業、人口増加、生態系の破壊などの他の原因によっても説明できるとしてもである」⁽¹³⁾。

今日のハイチに「貧困」と「低開発」をもたらした歴史的淵源の一つ、それも、最も重要な要因を賠償金に求めることには、異論を挟む余地がないでしょう。1825年に定められた賠償金1億5千万フランは、当時のハイチの10年分の歳入額に相当する、とてつもない金額だったのです。

ところで、フランスはハイチから得た賠償金を原資として、フランス人コロン、旧奴隷主がハイチ革命によって失った財産の一部を補償しました。ちなみに、1848年4月にフランスが植民地の奴隷制を最終的に廃止した時にも旧奴隷主への補償が行われました。この時の補償総額は600万フランでしたが、その原資を得るために、植民地あるいは旧奴隷に賠償金を課すということはありませんでした。その点は、ハイチの場合との決定的な違いです。ともあれ、ここで重要なことは、コロン、旧奴隷主に対する財産の補償はフランス革命の原理である所有権の絶対の理念に基づくものだったことです。

私は、2003年10月に刊行した拙著で次のように書いたことがあります。

「フランスはハイチから得た賠償金を原資に、フランス人コロンがハイチ革命によって失った財産の一部を補償した。ならば同じように、ハイチ黒人の自由や人格、生命の毀損に対する、そして植民地支配が引き起こした生態系の破壊に対する補償もなされてしかるべきではないのか。『人権宣言』を歴史的遺産とし、『ユマニテ』の国たらんとするフランスの、その道義的責任としてである」⁽¹⁴⁾。

ここでは「道義的責任」という表現を用いましたが、今では「植民地責任」または「植民地主義責任」という用語が適当ではないかと考えています。「植民地責任」という概念は必ずしも成熟していません。しかし、奴隷貿易と奴隷制度による生命と人格の毀損はもとよりのこと、モノカルチャーの強制による生産構造の奇形化と生態系の破壊、「混血」と「黒人」との間の反目など、植民地支配の負の遺産がいまなおハイチの経済、社会、政治の在り方を条件付けていることを考えるとき、「植民地責任」を問わざるを得ないと考えます。

アメリカの言語学者ノーム・チョムスキーは、2004年2月29日の「クーデタ」の直後の3月9日に発表した「ハイチに関するコメント」で次のように述べました。筆者はこの意見に賛成です。「アメリカ合衆国とフランスがまずもって為すべきことは明瞭である。ハイチに対する莫大な補償を支払うことから始めるべきである」⁽¹⁵⁾。

おわりに

フランソワ・ブランパンは、マルセル・ドリニー（彼も「ドゥブレ委員会」のメンバーの一人でした）が編纂して2003年に出版した論文集『ハイチ、最初の黒人共和国』の中で、「賠償金」問題の経緯を概観した上で、「歴史的な事実を今日の論争に利用することは歴史家の領分の外にある」⁽¹⁶⁾と述べましたが、私は、敢えて歴史家の領分を越えて今日的な問題に踏み込みたいと考えます。

「ドゥブレ委員会」の「報告書」は、次のように書いております。

「18世紀は奴隷貿易と奴隷制度が絶頂だった世紀であり、19世紀はそれらを廃止した世紀であり、20世紀、正確にはその後半期はそれらを人道に対する罪とする世紀である」⁽¹⁷⁾。

それでは、この文脈で言えば、21世紀はどのような世紀になるのでしょうか。私は、21世紀が、奴隷貿易と奴隷制度だけでなく、奴隷貿易と奴隷制度を根幹とした植民地主義そのものを「人道に対する罪」とする世紀、そして、その罪に対する購いを実行する世紀であって欲しいと願います。それは、フランス革命が果たし得なかった理想を実現することにつながると思います。なぜなら、そのような理想のよりどころとなるのは、依然として、「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する」という「人権宣言」の条文である、と考えるからです。もとより、その場合、肌の色や性別や年齢など一切の限定を取り去ってのことです。「ハイチ」あるいは「ポストコロニアル」を視点としたフランス革命の課題の一つがそこにある、と考えます。

註

- (1) Marcel Dorigny, *Révoltes et révolutions en Europe et aux Amériques [1773-1802]*, Paris, 2004.
- (2) David Patrick Geggus (ed.), *The Impact of the Haitian Revolution in the Atlantic World*, Univ. of South Carolina Press, 2001, p.ix.
- (3) François Furet, Mona Ozouf, *Dictionnaire critique de la Révolution française*, t.2, Evénements, Paris, 1992, p.274. 河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典(Ⅰ)』みすず書房、1995年、128頁。
- (4) *Ibid.*, p.274., 同上書、128頁。
- (5) Frolence Gauthier, *Triomphe et mort du droit naturel en révolution, 1789-1795-1802*, Paris, 1992, pp.299-301 ; Id, “Le rôle de la députation de Saint-Domingue dans l’abolition de l’esclavage”, Marcel Dorigny (Textes réunis et présentés par), *Les abolitions de*

- l'esclavage, de L. F. Sonthonax à V. Schoelcher, 1793, 1794, 1848*, Actes du Colloque international tenu à l'Université de Paris VIII, les 3, 4 et 5 février 1994, organisé par l'Association pour l'étude de la colonisation européenne et placé sous le patronage du programme *La Route de l'esclave* de l'UNESCO, P.U. de Vincennes et Editions UNESCO, 1995, pp.209-210.
- (6) Ernst Maestri, "Colonisation française, fille de la Révolution", Claude Wanquet, Benoît Jullien (textes réunis par), *Révolution française et Océan Indien. Prémices, paroxysmes, héritages et déviances*, Actes du Colloque de Saint-Pierre de Réunion organisé par l'Association Historique Internationale de l'Océan Indien, Octobre 1990, Paris, 1996.
- (7) 平野千果子『フランス植民地主義の歴史—奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで—』人文書院、2002年、80頁。
- (8) 浜忠雄『ハイチ革命とフランス革命』北海道大学図書刊行会、1998年、126-127頁。
- (9) Régis Debray, *Haïti et la France, Rapport à Dominique de Villepin, Ministre des Affaires étrangères*. Rapport du comité indépendant de réflexion et de propositions sur les relations franco-haïtiennes, Paris, 2004, pp.97-104. この「報告書」については、次の拙稿で立ち入った検討を加えています。浜忠雄「ハイチによる『返還と補償』要求をめぐって——『植民地責任』論のための準備的考察」『年報 新人文』(北海学園大学大学院文学研究科)第1号、2005年、40-75頁。
- (10) この点では、アリストイドをはじめ関係者の証言や論評を集めたNoam Chomsky, Paul Farmer, Amy Goodman, *Getting Right This Time : The U.S. and The Coup*, Common Courage Press, 2004が有益です。
- (11) Régis Debray, *op. cit.*, pp.33,46-47.
- (12) François Blancpain, *Haïti et les Etats-Unis, 1915-1934. Histoire d'une occupation*, Paris, 1999, p.12.
- (13) Christophe Wargny, *Haïti n'existe pas : 1804-2004, deux cents ans de solitude*, Paris, 2004, p.54.
- (14) 浜忠雄『カリブからの問い—ハイチ革命と近代世界—』岩波書店、2003年、229-230頁。
- (15) <http://www.chomsky.info/articles/20040309.htm> これは後に、Noam Chomsky, Paul Farmer, Amy Goodman, *op. cit.*, pp.1-9に再録されました。ここでチョムスキーがアメリカ合衆国の国名を挙げているのは、1915年にアメリカ合衆国がハイチの混乱に乗じて軍事侵攻し、1934年までの20年間にわたってハイチを占領支配した事実を念頭に置いているからです。
- (16) François Blancpain, "Note sur les 《dettes》 de l'esclavage : le cas de l'indemnité payée par Haïti [1825-1883]", Marcel Dorigny (sous la direction de), *Haïti, première république noire*, Paris, 2003, p.245.
- (17) Régis Debray, *op. cit.*, p.97.